

○ 個人情報保護委員会
経済産業省 告示第一号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六条及び第九条の規定に基づき、信用分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成二十九年 個人情報保護委員会 告示第一号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月一日

個人情報保護委員会委員長 藤原 静雄

経済産業大臣 齋藤 健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 訂 後	改 訂 前
信用分野における個人情報保護に関するガイドライン Ⅱ．法令解釈指針・事例 １．定義等（法第２条関係） 〔略〕 ２．与信事業者の義務等 〔(1)～(3) 略〕 (4) 個人データの管理（法第22条～第26条関係） １) 〔略〕 ２) 安全管理措置（法第23条関係） 以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。 与信事業者は、その取り扱う個人データの漏えい等の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理措置を講じなければならない。また、外国において個人データを取り扱う場合には、<u>外的環境の把握を行った上で、これらの安全管理措置を講じなければならない。</u>	信用分野における個人情報保護に関するガイドライン Ⅱ．法令解釈指針・事例 １．定義等（法第２条関係） 〔同左〕 ２．与信事業者の義務等 〔(1)～(3) 同左〕 (4) 個人データの管理（法第22条～第26条関係） １) 〔同左〕 ２) 安全管理措置（法第23条関係） 以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。 与信事業者は、その取り扱う個人データの漏えい等の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理措置を講じなければならない。また、外国において個人データを取り扱う場合には、<u>外的環境の把握を行った上で、これらの安全管理措置を講じなければならない。</u>

なお、法第23条に定める「その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置」には、与信事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該与信事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれるため、以下4) までにおいて掲げる措置及び例示における「個人データ」には、当該個人情報も含まれる。

安全管理措置を講ずるための具体的な手法については、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況（取り扱うデータの性質及び量を含む。）、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な内容とすべきものであるため、必ずしも次に掲げる措置の例示については全てを講じなければならないわけではなく、また、適切な手法はこれらの例示の内容に限られない。なお、個人データ保護の観点から各事例に掲げる内容より優れている手法を採用することは、より望ましい対応である。

また、個人情報の記載されたクレジットカードの申込用紙その他の信用分野に係る個人情報データベース等を構成する前の入力帳票については、法第23条に基づく安全管理措置義務を負わない場合であっても、個人データに相当する扱いとすることとする。（以下3）〔従業者の監督〕、4）〔委託先の監督〕において同じ。）

安全管理措置を講ずるための具体的な手法については、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況（取り扱うデータの性質及び量を含む。）、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な内容とすべきものであるため、必ずしも次に掲げる措置の例示については全てを講じなければならないわけではなく、また、適切な手法はこれらの例示の内容に限られない。なお、個人データ保護の観点から各事例に掲げる内容より優れている手法を採用することは、より望ましい対応である。

また、個人情報の記載されたクレジットカードの申込用紙その他の信用分野に係る個人情報データベース等を構成する前の入力帳票についても、個人データに相当する扱いとすることとする。（以下3）〔従業者の監督〕、4）〔委託先の監督〕において同じ。）

[略] [3)～5) 略] [(5)～(8) 略]	[同左] [3)～5) 同左] [(5)～(8) 同左]
備考 表中の [] の記載は注記である。	